

動物の繁殖に関する基準

○動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 (基準省令第2条第6号)	
イ	<u>販売業者、貸出業者及び展示業者</u> にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。
ロ	<u>販売業者、貸出業者及び展示業者</u> にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
ハ	<u>販売業者、貸出業者及び展示業者</u> にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。
ニ	<u>販売業者、貸出業者及び展示業者</u> にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために <u>犬</u> を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。(R4. 6. 1から施行)
ホ	<u>販売業者、貸出業者及び展示業者</u> にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために <u>猫</u> を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。(R4. 6. 1から施行)
ヘ	<u>販売業者、貸出業者及び展示業者</u> にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために <u>犬又は猫を繁殖</u> させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
ト	<u>販売業者、貸出業者及び展示業者</u> にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために <u>犬又は猫を繁殖</u> させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、五年間保存すること。
チ	<u>販売業者、貸出業者及び展示業者</u> にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために <u>犬又は猫を繁殖</u> させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。